

経営者によりそうパートナー

みどり通信 10月

税理士法人
山口会計パートナーズ
有限会社 エムアイサービス

第299号 2026. 10. 14



CONTENTS

● ひと言、発言	不格好経営	P 1
● 今知っておきたい相続の話	相続税の総額	P 3
● 税務	インボイス制度の経過措置の見直し	P 7
● 生命保険		P 9
● 事務所からのお知らせ		P 10
● 営業カレンダー		P 10

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

“ひと言、発言”

不格好経営・・・

先日SNSでおすすめの1冊として紹介されていた書籍です。

「不格好経営」。ディー・エヌ・エーの南場智子さんが創業から成長までを振り返った経営書です。奥付のページに、

2013年 6月10日 1版 1刷

2026年 5月22日 21刷

とあります。発売から11年以上経った現在も増刷が続いている書籍ということになります。

本書籍は、南場さん自身が「完璧な経営者」としてではなく、失敗しながら成長した人間として書いているのがタイトルになっているようです。

なるほどと思った事項を紹介致します。



1. 完璧な計画より「まずやってみる」

仮説を立てる
実行する
失敗する
修正する
また挑戦する

というサイクルを高速で回すことが重要。「最初から正解を出す」のではなく、「動きながら正解に近づく」という考え方。

2. 経営者は「人」を見る仕事

事業そのものの以上に、誰とやるかが重要。優秀な人を集めるだけではなく、

会社の価値観を共有できるか
本気で仕事に向き合えるか
仲間を大切にできるか
困難なときに逃げないか

といった部分が大切。

3. 「仲間」を信じる

経営者がすべてを判断するのではなく、優秀な人に権限を渡し、任せる。そのためには、経営者自身が「自分が一番わかっている」という思い込みを捨てる必要がある。

4. 失敗を恥じない

判断ミス
人材問題
事業の失敗
想定外のトラブル
自分自身の未熟さ

など、格好悪いことの連続。それでも逃げずに向き合うことが、結果的に会社を強する。

5. 「会社のため」ではなく「顧客を見る」

経営者や社員が社内の論理だけで動くと、顧客から離れてしまう。重要なのは、「自分たちは何をしたいか」ではなく、「顧客は何を求めているか」を考えること。

6. リーダーは「強さ」と「弱さ」の両方を持つ

リーダーは、迷う → 失敗する → 落ち込む → 考える → 仲間に助けられる → また進む の繰り返し。

最も大事なことは。

- ① 完璧を待たず、動く
- ② 事業よりも、一緒にやる人を大切にする
- ③ 失敗や不格好さから逃げず、そこから学ぶ

いい本に巡り会えました。特に管理職・リーダーにおすすめの1冊です。

座右の書としたい1冊です。

税理士 山口 昇

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」の10月14日掲載のものです。

今知っておきたい相続の話

その53

『相続税の総額』

<Q>

私に万が一のことがあった場合、残された子供たちがその相続税を支払えるかどうか心配です。

財産の総額は約1億円ですが、この場合相続税はいくらくらいになるでしょうか。

私には長男と二男の2人の子供がおります。なお、妻は、既に他界しています。

<A>

遺産の総額が1億円、法定相続人が子供2人の場合の相続税は次の通りとなります。

ここでは、1億円が「正味の遺産額」で、債務・葬式費用・生前贈与の加算などはないものとします。

1. 基礎控除

相続人が子供2人なので、

$$3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times 2\text{人}) = 4,200\text{万円}$$

したがって、

$$1\text{億円} - 4,200\text{万円} = 5,800\text{万円} \quad \text{が「課税遺産総額」となります}$$

2. 相続税

相続税はその子供2人が法定相続分の1/2相続したと仮定した場合の金額となりますので、

$$\text{長男} \quad 5,800\text{万円} \times 1/2 = 2,900\text{万円}$$

$$\text{二男} \quad 5,800\text{万円} \times 1/2 = 2,900\text{万円}$$

1人について、

$$2,900\text{万円} \times 15\% - 50\text{万円} = 385\text{万円}$$

したがって、

$$385\text{万円} \times 2\text{人} = 770\text{万円となります。}$$

結論として

正味の遺産	1億円
基礎控除	▲4,200万円
課税遺産総額	5,800万円
相続税の総額	770万円

となります。

この相続税は、相続人の2人が、相続する財産の割合で負担することとなります。相続税の申告および納税の期限は、「被相続人が死亡したことを知った日（通常は死亡日）の翌日から10か月以内」です。

相続税の納付は「金銭による一括納付（現金納付）」が法律上の大原則ですので、相続財産のほとんどが不動産等という場合は、生前に財産を現金化しておくことも大事となります。

3. 重要なのは「1億円の中身」

たとえば、この財産の中に

- ・ 自宅土地・建物がある
- ・ 生命保険金がある
- ・ 小規模宅地等の特例が使える
- ・ 生前贈与がある

などによって、税額が大きく変わります。特に自宅の土地が含まれている場合は、小規模宅地等の特例で相続税が大幅に下がる可能性があります。

4. 相続税額の試算一覧

上記のとおり、相続税は「正味の遺産総額」から「基礎控除額」を差し引き、残った金額（課税遺産総額）を法定相続分で分けたと仮定して税率を掛けて計算します。

法定相続人と遺産総額で次の通り試算できますので、参考にして頂ければと思います。

なお、法定相続人に配偶者が存在する場合は、配偶者の税額から、配偶者の税額軽減額を控除して計算しています。

※ 配偶者が取得した財産が、1億6,000万円以下または法定相続分相当額以下の場合は、配偶者に相続税はかかりません。

相続税額の試算

法定相続人が配偶者と子のみの場合

遺産総額	配偶者＋子1人		配偶者＋子2人		配偶者＋子3人	
	税額 (万円)	負担割合 (%)	税額 (万円)	負担割合 (%)	税額 (万円)	負担割合 (%)
5,000万円	40	0.8	10	0.2	0	0
8,000万円	235	2.9	175	2.2	137	1.7
1億円	385	3.9	315	3.2	262	2.6
1億2,000万円	580	4.8	480	4.0	403	3.4
1億5,000万円	920	6.1	748	5.0	665	4.4
2億円	1,670	8.4	1,350	6.8	1,217	6.1
3億円	3,460	11.5	2,860	9.5	2,540	8.5
5億円	7,605	15.2	6,555	13.1	5,962	11.9
10億円	19,750	19.8	17,810	17.8	16,635	16.6

法定相続人が子のみの場合

遺産総額	子1人		子2人		子3人	
	税額 (万円)	負担割合 (%)	税額 (万円)	負担割合 (%)	税額 (万円)	負担割合 (%)
5,000万円	160	3.2	80	1.6	20	0.4
8,000万円	680	8.5	470	5.9	330	4.1
1億円	1,220	12.2	770	7.7	630	6.3
1億2,000万円	1,820	15.2	1,160	9.7	930	7.8
1億5,000万円	2,860	19.1	1,840	12.3	1,440	9.6
2億円	4,860	24.3	3,340	16.7	2,460	12.3
3億円	9,180	30.6	6,920	23.1	5,460	18.2
5億円	19,000	38.0	15,210	30.4	12,980	26.0
10億円	45,820	45.8	39,500	39.5	35,000	35.0

(注1) 表の相続税額は、配偶者と子（成人）または子（成人）のみが遺産分割により、法定相続分どおり遺産を取得しているものとし、配偶者の税額からは、配偶者の税額軽減額を控除して計算しています（配偶者が取得した財産が、1億6,000万円以下または法定相続分相当額以下の場合、配偶者に相続税はかからない）。

(注2) 表の「遺産総額」は、基礎控除額を控除する前の「正味の遺産額」を意味します。

出典：(株)TKC出版 Q&A相続税の基本

5. 法定相続人と法定相続分

法定相続人と法定相続分は、次のとおりです。

相続順位	法定相続人と法定相続分	
第1順位	配偶者  $\frac{1}{2}$	子   $\frac{1}{2}$ (人数で分けます)
第2順位	配偶者  $\frac{2}{3}$	親(直系尊属)   $\frac{1}{3}$ (人数で分けます)
第3順位	配偶者  $\frac{3}{4}$	兄弟姉妹  $\frac{1}{4}$ (人数で分けます)

出典：(株)TKC出版 Q&A相続税の基本

まずは、専門家に相談することをお勧め致します。

弊事務所では、**無料**で相談を受け付けております。
お気軽にお問い合わせください。

(電話0256-52-6869)



インボイス制度の経過措置の見直しについて

令和5年10月1日から始まったインボイス制度ですが、4年目を迎える令和8年10月1日から特例措置が見直されました。

1. 免税事業者やインボイス発行事業者以外からの課税仕入について、消費税額の一定割合を控除可能とする経過措置の割合の変更

これまで、免税事業者等からの課税仕入については消費税額の80%が控除可能でした。

しかし、令和8年10月1日から控除可能割合が変更され、免税事業者等からの課税仕入について、消費税額の70%が控除可能となりました。(令和8年度の税制改正により、当初は控除可能割合が50%でしたが70%に引き上げられました)

例えば、免税事業者等から11,000円(税込)の課税仕入を行った場合、現行では、消費税額1,000円の80%である800円が控除可能ですが、令和8年10月1日以降、消費税額1,000円の70%である700円が控除可能となりました。

また、免税事業者等からの課税仕入については、令和10年10月1日からは控除可能割合が50%、令和12年10月1日からは控除可能割合が30%、令和13年10月1日からは控除不可になります。

2. 法人の消費税申告における2割特例の終了

インボイス発行事業者の登録を受けたことにより、免税事業者から課税事業者となった法人が消費税の申告において、納付税額を売上に係る消費税額の2割とすることができる制度が令和8年9月30日までの日の属する課税期間で終了しました。

つまり、令和8年10月1日以後に開始する事業年度については、2割特例を受けられないこととなります。

特例を受けられなくなるため、簡易課税制度を選択されることもありますが、簡易課税制度への円滑な移行措置として、2割特例を適用した翌課税期間であれば、申告期限までに簡易課税制度選択届出書を提出することで、その翌課税期間から簡易課税制度の適用が可能です。

例えば、3月末決算法人で令和9年3月期は2割特例で申告をし、翌期である令和10年3月期に簡易課税制度を選択し申告をする場合、簡易課税制度選択届出書の本来の提出期限は令和9年3月31日までですが、移行措置として、令和10年5月31日までに提出すれば簡易課税制度が認められます。

3. 小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置（3割特例）の創設

個人事業者である適格請求書発行事業者の令和9年分及び令和10年分の消費税申告については、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とすることにより、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができるととされました。（3割特例）

- ※1 現行の2割特例は、令和8年9月30日までの日の属する課税期間で終了します。
- ※2 2割特例と同様に、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる課税期間に限り、適用できます。
- ※3 3割特例の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記する必要があります。

担当：橘

生命保険

倒産防止共済の解約手当金に関する税務上の注意点とは

中小企業にとって、掛金を全額損金算入できる大変便利な制度ですが、解約時に戻ってくる解約手当金は「全額が雑収入（益金）」となります。適切な事前準備を行わない場合、解約時に一時的な利益が計上され税負担が大きくなる可能性があります。

1. 知っておきたい「倒産防止共済の注意点と税制改正」

倒産防止共済は最大 800 万円まで積立が可能です。解約や運用の変更にあたっては以下の 2 つ留意点が存在します。

① 解約手当金は「雑収入」として課税される

40 ヶ月以上払い込むことで掛金の 100%相当が戻ってきますが、基本的にはその全額が会社の益金に計上されます。同年度に必要な費用(損金)を合わせるなどの準備がないと、解約年度の税負担が大きく変動することになります。

② 解約後 2 年間は「再加入時の損金算入」が制限される

税制改正により、共済を解約してから 2 年間は再加入しても掛金を損金にできなくなりました。解約後の短期的な調整手法は適用できなくなっております。

2. 生命保険を活用した効果的な資金運用・見直し計画

共済の解約手当金の計上による一時的な税負担を抑え資金を有効活用するためには、雑収入と同額程度の損金(費用)を同じ決算期に計上することがポイントになります。ここで生命保険等の活用が役立ちます。

■ 共済解約手当金の主な活用・充当手法

- 役員退職金の支払資金に充てる：経営者の勇退時期に合わせて共済を解約し、手当金（益金）と役員退職金（損金）を相殺します。これにより、法人側の課税影響を適正に抑えつつ退職金を支給でき、経営者個人においても退職所得控除等の税務的優遇制度を効果的に活用できます。
- 生命保険を活用し事業継続リスクへの備えへ組み替える：すぐに退職予定がない場合は、解約金を原資として法人向けの各種保険（医療・ガン・就業不能保険など一部資産計上有り）に加入します。共済から戻った資金を「経営者の生前リスク対策」や「将来の事業への備え」にスムーズに移行させます。
- 設備投資や大規模修繕の費用に充当する：社屋の修繕や基幹システムの刷新など、将来に発生が見込まれる費用の時期に合わせて解約を行うことで計画的な財務運用を実現します。

3. 数年先を見据えた計画的なシミュレーションが不可欠

倒産防止共済は積立時だけでなく(解約時期や活用方法等)、事前の計画が非常に重要です。現在上限(800 万円)まで積立が進んでいる企業や、近々に設備投資・役員退職等を予定されている企業は、早めのシミュレーションと準備をおススメいたします。

【当事務所からのご案内】

「共済の最適な解約時期を検討したい」「役員退職金の適正額や保険の活用手順について相談したい」など、共済金の活用計画やシミュレーションに関するご相談は当事務所までお気軽にお問い合わせください。

伊藤 寛峻

◆◇ 事務所からのお知らせ ◇◆

- 相続無料相談会 当事務所 2階 研修室
(毎週土曜日 9:00～15:00)

※事前にご予約ください

開催日程とご都合があわない場合は、日程を調整のうえ、対応させていただきます。



◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

10 月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11 月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail: yn@tkcnf.or.jp